

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第12部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件 溶接ケーブルジョイントは、規定の環境条件下（溶接中の周囲温度範囲及び大気の相対湿度）で使用可能でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 箇条9 9.6	箇条6 設計 溶接ケーブルジョイントの種類は、接続しようとする溶接ケーブルの断面積の範囲によって指定しなければならない。溶接ケーブルジョイントは、規定に示す最小断面積の溶接ケーブルが接続できなければならない。 箇条9 機械的要求事項 9.6 寸法 溶接ケーブルジョイントの寸法は、規定による。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 機械的要求事項 9.1 保持方法 保持方法は、長さ方向の引張りに対して溶接ケーブルジョイントの故意でない分離を防止するために設けなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	■該当 □非該当	箇条10	箇条10 表示 溶接ケーブルジョイントには、次の項目を明瞭に、かつ、容易に消えないように表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条11	a) 製造業者、販売業者又は輸入業者の名称又は略号 b) 溶接ケーブルの許容最大断面積 c) 溶接ケーブルの許容最小断面積 d) 該当する場合、定格ピークアーク起動電圧又は定格アーク安定化電圧 e) 規格番号（JIS C 9300-12） f) 種類 箇条11 取扱説明書 各溶接ケーブルジョイントの取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。 a) 溶接ケーブルジョイントの正しい結合及び切離し b) 溶接ケーブルの正しい接続 c) 溶接ケーブルの種類及びサイズ（断面積）の選択 d) 許容電流と使用率との関係 ただし、b)は溶接ケーブルジョイントに添付しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.4	箇条7 電撃に対する保護 7.4 故意でない接触に対する導電部の保護 絶縁体は溶接ケーブルジョイントの寿命まで保護長さを維持するために、通常の使用条件に耐えなければならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条9 9.4	い。 箇条9 機械的要求事項 9.4 溶接ケーブルの接続 溶接ケーブルジョイントは、製造業者が指定する溶接ケーブル断面積の範囲内で取替えができるよう設計しなければならない。接続部は、分離することなく機械的引張試験に耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4 箇条7 7.1	箇条4 環境条件 溶接ケーブルジョイントは、規定の環境条件下（溶接中の周囲温度範囲及び大気の相対湿度）で使用可能でなければならない。 箇条7 電撃に対する保護 7.1 電圧定格 溶接ケーブルジョイントはIP3Xで保護されていない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条8 8.2	箇条8 温度定格 8.2 高温物体への耐力 溶接ケーブルジョイントの絶縁物は、発火又は絶縁が低下することなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条7 7.4 箇条9 9.3	箇条7 電撃に対する保護 7.4 故意でない接触に対する導電部の保護 溶接電流を通電し、溶接ケーブルジョイントの結合を外した後でも充電部となり得る金属部品は、規定の値以上の深さを絶縁体端面から引っ込めなければならない。 箇条9 機械的要求事項 9.3 溶接ケーブルジョイントへの溶接ケーブルの絶縁の入り込み 溶接ケーブルジョイントは、溶接ケーブルの絶縁が規定の値以上の深さまで入り込むよう設計しなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条7 7.2	箇条7 電撃に対する保護 7.2 絶縁抵抗 新品の溶接ケーブルジョイントの絶縁抵抗は、湿度処理後、規定の値以上でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.2 7.3	箇条7 電撃に対する保護 7.2 絶縁抵抗 新品の溶接ケーブルジョイントの絶縁抵抗は、湿度処理後、規定の値以上でなければならない。 7.3 絶縁耐力	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.3.1	7.3.1 一般要求事項 溶接ケーブルジョイントの絶縁は、フラッシュオーバー又は絶縁破壊を生じることなく、規定の交流試験電圧に耐えなければならない。	
				7.3.2	7.3.2 アーク起動電圧又はアーク安定化電圧のための追加要求事項 アーク起動電圧又はアーク安定化電圧を使用する溶接ケーブルジョイントは、規定の電圧に耐えなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.2	箇条8 温度定格 8.2 高温物体への耐力 溶接ケーブルジョイントの絶縁物は、発火又は絶縁が低下することなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐えなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.1	箇条8 温度定格 8.1 温度上昇 正常に結合した溶接ケーブルジョイントの温度上昇は、規定する最大断面積のすずめつきなしの銅線の溶接ケーブルを取り付けた状態で、試験電流を通電したとき、外部表面の最も熱い箇所の温度上昇が規定の値を超えてはな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条9 9.2	箇条9 機械的要求事項 9.2 溶接ケーブルの入り口 溶接ケーブルジョイントのケーブル挿入口は、ケーブル 絶縁体の損傷によって導体が露出するのを防ぐように設 計しなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部か らの機械的作用によって生じる危険源によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、必要な強度 を持つ設計その他の措置が講じられるもの とする。	■該当 □非該当	箇条9 9.4 9.5	箇条9 機械的要求事項 9.4 溶接ケーブルの接続 接続部は、分離することなく機械的引張試験に耐えなけ ればならない。 9.5 耐荷重試験 溶接ケーブルジョイントは、絶縁破壊又は機械的機能損 傷なしで、耐荷重試験の機械的圧力に耐えなければなら ない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学 物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.2	箇条8 温度定格 8.2 高温物体への耐力 発生した煙及び溶出したものは、人体に有害であっては ならない。	
第 十 三 条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	□該当	－	－	各種報告によれ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	発せられる電磁波による危害の防止	ある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■非該当			ば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではないため、非該当が妥当と考える。
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、溶接棒ホルダ等の人が手に持って使用する手動機器と一緒に用いるため、溶接中、無監視状態にはならないため、非該当が妥当と考える。
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動及び停止によ	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 環境条件（JIS C 9300-1（以下、第1部）の規定による。）	当該製品は、JIS C 9300-1の溶接

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	れがないものとする。			溶接電源は、規定の環境条件の下（周囲温度範囲及び大気の相対湿度、等）、定格使用率で定格出力を供給する能力がなければならない。	電源との組み合わせで使用するものである。 そのため、溶接電源との組み合わせた状態で始動、再始動、停止のリスクを考慮している。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.6 箇条13 13.3 13.3.4	箇条8 温度保護 8.6 リセット 温度保護装置は、規定の絶縁階級の温度を下回るまでは、自動又は手動でリセットできてはならない。（第1部の規定による。） 箇条13 危険低減装置 13.3 危険低減装置の要求事項 13.3.4 フェールセーフ状態 危険低減装置が規定に従った動作をすることができなかったときは、出力端子の電圧が規定値を超えないレベル以下になるようにし、自動的にリセットしてはならない。	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					(第1部の規定による。)	
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.1	箇条9 異常操作 9.1 一般要求事項 溶接電源は、ファン停止試験を行ったとき、電撃又は火災の危険が増大してはならない。(第1部の規定による。)	同上
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条6	箇条6 設計 溶接ケーブルジョイントの種類は、接続しようとする溶接ケーブルの断面積の範囲によって指定しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	—	—	電気用品の対象となるアーク溶接機は、電磁的妨害に関してJIS C 9300-10 の EMC要求事項で規定している。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	—	—	電気用品の対象

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☐ 非該当			となるアーク溶接機は、雑音に関して JIS C 9300-10 の EMC 要求事項で規定している。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10	箇条10 表示 溶接ケーブルジョイントには、規定の項目を明瞭に、かつ、容易に消えないように表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	電気洗濯機及び電気脱水機は、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2023

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	(電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示)	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。） 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。